

科学技術基本法等の改正に向けた検討状況



内閣府
政策統括官（科学技術・イノベーション担当）

令和2年2月12日

科学技術基本法の概要

科学技術の振興を我が国の最重要課題の一つとして位置付け、科学技術の振興を強力に推進し、**「科学技術創造立国」を実現**するため、議員立法により全会一致で可決成立。平成7年11月公布、施行。

○科学技術振興のための方針

- ・研究者等の創造性の発揮
- ・基礎研究、応用研究及び開発研究の調和ある発展に配慮
- ・科学技術と人間、社会及び自然との調和 等

○科学技術基本計画

- ・政府において、総合科学技術・イノベーション会議の議論を経て作成

○年次報告

- ・政府は、毎年、国会に「科学技術の振興に関する年次報告」（科学技術白書）を提出

○国が講ずべき施策

- ・広範な分野における多様な研究開発の均衡の取れた推進
- ・研究者の確保、養成及び資質の向上
- ・研究施設等の整備
- ・研究開発にかかる情報化の促進
- ・研究開発の成果の公開、情報の提供等
- ・国際的な交流の推進
- ・科学技術に関する学習の振興、啓発及び知識の普及 等

◆科学技術基本法（平成七年法律第百三十号）（抄）

第一条 この法律は、科学技術（人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。）の振興に関する施策の基本となる事項を定め、科学技術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、我が国における科学技術の水準の向上を図り、もって我が国の経済社会の発展と国民の福祉の向上に寄与するとともに世界の科学技術の進歩と人類社会の持続的な発展に貢献することを目的とする。

第九条 政府は、科学技術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、科学技術の振興に関する基本的な計画（以下「科学技術基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 科学技術基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 研究開発（基礎研究、応用研究及び開発研究をいい、技術の開発を含む。以下同じ。）の推進に関する総合的な方針
- 二 研究施設及び研究設備（以下「研究施設等」という。）の整備、研究開発に係る情報化の促進その他の研究開発の推進のための環境の整備に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 三 その他科学技術の振興に関し必要な事項

昨年、議員立法により改正された**科学技術・イノベーション活性化法**において、

- ・「**人文科学のみ**に係る科学技術を含む科学技術の活性化」の在り方
- ・「**イノベーションの創出の活性化**」の在り方

について検討を行うことが**政府の課題**とされた。

※現行の科学技術基本法には、イノベーションの概念が導入されておらず、また、「人文科学のみ」は対象外とされている。また、**科技・イノベ活性化法**も「人文科学のみ」は対象外。

◆科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）（抄）

（人文科学を含む科学技術の活性化及びイノベーションの創出の活性化に関する検討）

第四十九条 政府は、科学技術・イノベーション創出の活性化を図る上で人文科学を含むあらゆる分野の科学技術に関する知見を活用することが重要であることに鑑み、人文科学のみに係る科学技術を含む科学技術の活性化及びイノベーションの創出の活性化の在り方について、人文科学の特性を踏まえつつ、試験研究機関等及び研究開発法人の範囲を含め検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

⇒ **科学技術基本法に科学技術・イノベーションの理念等を規定し、次期科学技術基本計画(令和3年4月～)に反映**

制度課題ワーキンググループにおける検討状況

総合科学技術・イノベーション会議 基本計画専門調査会の下に 「制度課題ワーキンググループ」を設置

1. 構成員

座長 上山 隆大	総合科学技術・イノベーション会議有識者議員
江村 克己	日本電気株式会社NECフェロー
小安 重夫	国立研究開発法人理化学研究所理事
菅 裕明	東京大学大学院 理学系研究科 教授 ミラバイオロジクス株式会社 取締役
田中 愛治	早稲田大学 総長
林 いづみ	桜坂法律事務所 パートナー弁護士
林 隆之	政策研究大学院大学 教授
山田 真治	株式会社日立製作所研究開発グループ 技師長
【オブザーバー】 佐藤 岩夫	日本学術会議第一部長（東京大学社会科学研究所長 教授）

※敬称略、五十音順

2. 審議経過

第1回 令和元年8月23日（金）

- 議事：（1）制度課題ワーキンググループの運営について
（2）制度課題ワーキンググループの当面の検討課題について
（3）人文科学を含めた科学技術・イノベーション活性化の在り方について
- 有識者等からのヒアリング
 - ・佐藤 岩夫 日本学術会議第一部長（東京大学社会科学研究所長・教授）
 - ・小林 傳司 大阪大学理事・副学長
 - ・江村 克己 制度課題WG 構成員（日本電気株式会社 NEC フェロー）
 - ・前田 幸宣 文部科学省研究振興局振興企画課学術企画室長
- （4）その他

第2回 令和元年9月30日（月）

- 議事：（1）大学等の出資機能の拡大について
- 政府における検討状況について
 - ・事務局より説明
 - ・文部科学省科学技術・学術審議会産業連携・地域支援部会産学官連携推進委員会より報告
 - 有識者等からのヒアリング
 - ・佐藤 勲 東京工業大学総括理事・副学長 理事・副学長（企画担当）
 - ・小野寺 忠司 山形大学 国際事業化研究センター長 有機材料システム事業創出センター長 教授
 - ・菅 裕明 制度課題WG 構成員（東京大学大学院 理学系研究科 教授）
 - ・山田 真治 制度課題WG 構成員（株式会社日立製作所 研究開発グループ技師長）
- （2）その他

第3回 令和元年10月16日(水)

議事：(1) 科学技術基本法の見直しの方向性について

(2) 大学等の出資機能の拡大について

○政府における検討状況について

・事務局より説明

○有識者等からのヒアリング

・油谷 好浩 株式会社理研鼎業 代表取締役

・古屋 輝夫 国立研究開発法人理化学研究所 理事長特別補佐

・山本 貴史 株式会社東京大学TLO 代表取締役社長兼CEO

(3) 日本版SBIR 制度の見直しについて

(4) その他

第4回 令和元年11月8日(金)

議事：(1) 大学等の出資機能の拡大について

○事務局説明

○有識者からのヒアリング

・佐々木 一成 九州大学副学長 主幹教授・センター長

(工学研究院、水素エネルギー国際 研究センター、次世代燃料電池産学連携研究センター、I²CNER)

(2) 日本版SBIR 制度の見直しについて

(3) 報告書素案について

(4) その他

第5回 令和元年11月20日(水)

議事：(1) 科学技術・イノベーション創出の総合的な振興に向けた科学技術基本法等の在り方について(案)について

(2) その他

総合科学技術・イノベーション会議 基本計画専門調査会 制度課題ワーキンググループ 「科学技術・イノベーション創出の総合的な振興に向けた科学技術基本法等の在り方について」 (概要)

I はじめに・総論

○グローバル化、デジタル化、AI、生命科学の進展など科学技術・イノベーションの急速な進展は人間や社会の在り方に大きな影響を与えている。科学技術・イノベーションの進展と人間や社会の在り方は密接不可分であり、人間や社会の在り方に対する深い洞察に基づいた科学技術・イノベーション創出の総合的な振興が不可欠。

II 科学技術基本法の見直し

※基本法は法の対象から「人文科学のみに係るもの」が除かれ、「イノベーション創出」の概念が導入されていない。

1. 「イノベーション創出」の概念の必要性

○イノベーションを通じた新たな価値創造のため、科学技術・イノベーション政策の一体的展開が必要。

2. 「人文科学のみに係る科学技術」の必要性

【科学技術政策における観点】

○現代の諸課題に対峙し、豊かで持続可能な社会を実現するため、人間や社会を総合的に理解することが必要であり、人文科学自体の持続的振興が必要。推進策を講じる上で、自然科学と人文科学の扱いを異にする妥当性はなくなっている。

【イノベーション政策における観点】

○イノベーション創出のため、プロセス全体（特に課題設定段階）にわたり、自然科学と人文科学の連携・協創が必要であり、人文科学の積極的役割が重要。

3. 科学技術・イノベーション政策の進展を踏まえたその他の見直し

○**振興方針**に、恩恵を受ける国民や社会課題解決の視点、研究成果をイノベーションに結びつける政策の重要性、分野特性への配慮、ボトムアップ・トップダウン型研究の均衡、研究開発における公正性の確保を追記すべき。

○**基本計画**の規定事項に、従来の施設整備面に加え、人材面等も追加すべき。 等

⇒ **科学技術・イノベーション創出の総合的な振興に向けて「イノベーション創出」の概念、「人文科学のみに係る科学技術」等を科学技術基本法に追加。**

「イノベーション創出」の定義は、多様な主体による創造的活動が包含されることが明確なものとし、「科学技術の水準の向上」と並列概念として位置付けるべき。

※「人文科学のみに係る科学技術」については科技イノベ活性化法等にも追加すべき。

総合科学技術・イノベーション会議 基本計画専門調査会 制度課題ワーキンググループ 「科学技術・イノベーション創出の総合的な振興に向けた科学技術基本法等の在り方について」 (概要)

Ⅲ イノベーション創出に向けた制度構築

1. 産学官連携促進に向けた見直し

- 産学官連携の促進のため、民間事業者のニーズへの迅速な対応等が必要となるが、大学・研究法人における課題が存在。
 - 大学・研究法人の外部組織での業務実施を可能とすることで、①意欲ある大学・研究法人のポテンシャルの最大限の発揮、②連携の場の形成と成果の社会実装加速による国際競争力強化、③外部組織でのノウハウの大学・研究法人の改革への活用、が期待される。
- ⇒ ニーズが確認されたオープンイノベーション支援機能、ベンチャー創出支援機能、研究開発機能に係る業務を行う者への**出資を可能とすべき**（外部組織の在り方は法人が自らの将来設計に合わせ自主的に判断。また、出資は自己収入を原資とすべき）。

2. 中小企業技術革新制度（日本版SBIR制度）の見直し

- スタートアップ・中小企業の多様性と機動性がイノベーション創出の一翼を担う時代に
 - 米国では、SBIR制度（Small Business Innovation Research）を実施し、新たな産業や雇用を生み出す企業の輩出に成功。
 - 我が国では「中小企業技術革新制度（日本版SBIR制度）」を実施してきたが、成長企業の創出やイノベーションの創出には十分に機能していない状況。
- ⇒ 制度の重点を「イノベーション創出」にシフトするなど、**戦略的にスタートアップ・中小企業のチャレンジを促す新しい日本版SBIR制度**を構築すべき。

1. 「イノベーションの創出」の概念を導入

<必要性>

○イノベーションを通じた新たな価値創造のため、科学技術・イノベーション政策の一体的展開が必要。

<定義の見直し>

○現行の科技イノベ活性化法上の定義は、例示（下線部）が企業活動に偏っており、経済的価値に重きを置いているかのような誤解を与える恐れがあるため、**社会課題解決に向けた活動も含め、多様な主体による創造的活動を通じて、経済や社会の大きな変化を創出することが包含されることが明確なものとする。**

（参考）科技イノベ活性化法上の「イノベーションの創出」の定義

新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入等を通じて新たな価値を生み出し、経済社会の大きな変化を創出することをいう。

<法律上の位置づけ>

○従来から規定されている「科学技術の水準の向上」と並列する概念として追加。

<法律名等の変更>

○法律名を「科学技術・イノベーション基本法」（仮称）に、「科学技術基本計画」を「科学技術・イノベーション基本計画」（仮称）へと見直し。

2. 「人文科学のみに係る科学技術」を法の振興対象に追加

○以下の2つの観点から、「人文科学のみに係る科学技術」を科学技術基本法に積極的に位置付けていく。

【科学技術政策における観点】

○現代の諸課題に対峙し、豊かで持続可能な社会を実現するため、人間や社会を総合的に理解することが必要であり、人文科学自体の持続的振興が必要。推進策を講じる上で、自然科学と人文科学の扱いを異にする妥当性はなくなっている。

【イノベーション政策における観点】

○イノベーション創出のため、プロセス全体（特に課題設定段階）にわたり、自然科学と人文科学の連携・協創が必要であり、人文科学の積極的役割が重要。

※法令上の「科学」とは、**およそあらゆる学問の領域を含む広義の意味。**

(参考)

○日本学術会議法

第三条 日本学術会議は、独立して左の職務を行う。

- 一 科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること
- 二 科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること

○日本学士院法

第二条

3 日本学士院に、次の二部を置き、会員は、その専攻する部門により、いずれかの部に分属する。

第一部 人文科学部門

第二部 自然科学部門

3. その他の見直しの方向性

(1) 科学技術・イノベーションの「振興方針」

○以下の内容を新たに追加。

- ①全ての国民が科学技術・イノベーションの恩恵を享受できるよう留意
- ②あらゆる分野の知見を活用した社会課題への的確な対応
(少子高齢化、地球温暖化等)
- ③研究成果をイノベーションに結びつける政策の重要性
- ④人文科学を含めた分野特性への配慮
- ⑤ボトムアップ・トップダウン型研究の均衡のとれた推進
- ⑥研究開発における公正性の確保

(現行の振興方針の内容)

- ・研究者及び技術者の創造性の十分な発揮
- ・人間の生活、社会及び自然との調和
- ・広範な分野における均衡のとれた研究開発能力の涵養
- ・基礎研究、応用研究及び開発研究の調和のとれた発展
- ・国の試験研究機関、大学、民間等の有機的な連携
- ・自然科学と人文科学の調和のとれた発展

(2) 人材育成等の重要性

○基本計画の規定事項に、従来の施設整備面に加え、人材面等も追加。

○現行法では、「研究者等（研究者・技術者）・支援人材」が規定されているが、イノベーションの概念の導入に伴い、イノベーション創出に携わる者を追加。

1. 科学技術基本法（基本法）の見直し

➤ 「イノベーションの創出」「人文科学のみに係る科学技術」の追加、法律名の変更等

- イノベーションの重要性や人文科学自体の振興の必要性等に鑑み、「イノベーションの創出」の概念や「人文科学のみに係る科学技術」を基本法に含める。
※現行の基本法にはイノベーションの概念は導入されておらず、「人文科学のみに係る科学技術」は対象外。
平成30年の議員立法による科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律改正時、検討規定が設けられている。
- 上記に伴い、法律名も変更（例：「科学技術・イノベーション基本法」）
- 近年の科学技術・イノベーション政策の動向を踏まえ、必要な規定を追加
⇒科学技術・イノベーション政策の理念を規定し、次期基本計画（令和3年4月～）に反映

◆科学技術基本法

第一条 この法律は、科学技術（人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。）の振興に関する施策の基本となる事項を定め、科学技術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、（以下略）

◆科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律

第四十九条 政府は、科学技術・イノベーション創出の活性化を図る上で人文科学を含むあらゆる分野の科学技術に関する知見を活用することが重要であることに鑑み、人文科学のみに係る科学技術を含む科学技術の活性化及びイノベーションの創出の活性化の在り方について、人文科学の特性を踏まえつつ、試験研究機関等及び研究開発法人の範囲を含め検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2. 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(科技イノベ活性化法)等の見直し

➤ 「人文科学のみに係る科学技術」の追加

- 基本法と同様の改正

➤ 人文科学のみに係る科学技術追加に伴う対象機関の拡大

- 「人文科学のみに係る科学技術」の追加等に伴い、人文科学分野等の独立行政法人を科技イノベ活性化法で定める研究開発法人に追加

➤ 出資規定の整備

- 産学官連携を活性化するため、研究法人の出資規定の整備を行うことを検討
※国立大学法人等については、政令での対応を予定

➤ 中小企業技術革新制度（日本版SBIR制度）の見直し

- 日本版SBIR制度（Small Business Innovation Research）を科技イノベ活性化法に位置づけ、制度目的を中小企業の「経営強化」から「イノベーションの創出」に見直すとともに、内閣府を中心とした各省連携の取組等を強化

⇒産学官連携の活性化、ベンチャー支援強化によるイノベーションの創出 等

※ その他これに伴う所要の改正（組織・事務を含む。）